る額	る額
S_{15} ＝ 1.000	S_{14} ＝ 1.000 S_{15} ＝ 1.051
S_{16} ＝ 1.000 S_{17} ＝ 0.902 S_{18} ＝ 0.869 S_{19} ＝ 0.852 S_{20} ＝ 0.86541 S_{21} ＝ 0.91852 S_{22} ＝ 0.92016 S_{23} ＝ 0.92475 S_{24} ＝ 0.94344 S_{25} ＝ 0.951 S_{26} ＝ 0.934 S_{27} ＝ 0.902 S_{28} ＝ 0.8885 S_{29} ＝ 0.8902 S_{30} ＝ 0.70967 $S_{令元}$ ＝ 0.70115 $S_{令2}$ ＝ 0.03492	S_{16} ＝ 1.034 S_{17} ＝ 0.932 S_{18} ＝ 0.898 S_{19} ＝ 0.881 S_{20} ＝ 0.89644 S_{21} ＝ 0.95051 S_{22} ＝ 0.95288 S_{23} ＝ 0.95763 S_{24} ＝ 0.983 S_{25} ＝ 1.000 S_{26} ＝ 0.966 S_{27} ＝ 0.932 S_{28} ＝ 0.9186 S_{29} ＝ 0.7237 S_{30} ＝ 0.73508 $S_{令元}$ ＝ 0.02169 $S_{令2}$ ＝ 0.03610
$S_{令3}$ ＝ 0.04721 $S_{令4}$ ＝ 0.11311	$S_{令3}$ ＝ 0.04881
T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	T_n　平成 n 年度において発行を許可された地方拠点都市整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
U_{15} ＝ 1.000	U_{14} ＝ 1.000 U_{15} ＝ 1.051
U_{16} ＝ 1.000	U_{16} ＝ 1.034
V_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額	V_n　合併特例法に基づき実施する市町村合併推進事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
W_{15} ＝ 1.000	W_{14} ＝ 1.000 W_{15} ＝ 1.051
W_{16} ＝ 1.000 W_{17} ＝ 0.902	W_{16} ＝ 1.034 W_{17} ＝ 0.932